

被扶養者現況届(その他用)【1/2】

以下家族の被扶養者認定審査をしていただきたく、異動届・認定確認書類(添付書類)を添えて提出します。

申請対象者名	生年月日	申請時の年齢	続柄	職業
	S H R 年 月 日	歳	実姉、祖父など具体的に	

【注意事項】 ※続柄によっては同居が条件となります

- ① 扶養認定要件は、年間の総収入が130万円未満(60歳以上又は障害厚生年金等受給者は180万円未満)、かつ被保険者総収入の1/2未満となります。※年間の総収入とは、この先1年の予測収入を指します。
- ② 健康保険上の収入は、税法上の収入とは異なります。給与収入は勤務先で支給される全てが対象となり、交通費、賞与、傷病手当金等の手当も収入に含まれます。また、自営業者の収入は所得額ではなく、総収入額から当健康保険組合が認める経費を差し引いた金額となります。(別紙「自営業の経費」参照)
- ③ 被保険者の単身赴任や子が乳幼児または学生である場合を除き、被保険者と別居している場合は被保険者から被扶養者への毎月の仕送りが必要です。仕送り額は下限を5.5万円とし、被扶養者の収入より多いことが条件となり、送金証明の残る銀行振込が必要です。(手渡しは認められません) ※対象者の続柄によっては同居が必須です
- ④ 申請される方の収入や生活の実態、被保険者の経済的扶養能力等を総合的に審査のうえ、認定の可否を決定します。また、状況により追加書類や誓約書の提出を求められることがあります。
- ⑤ 虚偽の届出または故意に届出をしなかった事実が判明した場合は、被扶養者としての認定を遡って取消し該当する期間の保険給付費額等を返還していただきます。
- ⑥ 認定後に扶養の条件を満たさなくなった際には速やかに扶養から抜く手続きをしてください。就職等で他の健康保険に加入(1日でも)した際に扶養から抜かずにいると後日遡り削除となり、高額な医療費返還が発生する場合があります。

1. 申請の事由 (該当する項目に☑し、右の欄に回答)

<input type="checkbox"/> a. 被保険者が入社したことに伴う申請	入社日: 年 月 日
<input type="checkbox"/> b. 申請対象者の退職に伴う申請	退職日: 年 月 日
<input type="checkbox"/> c. 申請対象者の就労・収入の変化(収入減)に伴う申請	就労変更日: 年 月 日
<input type="checkbox"/> d. 申請対象者の失業給付受給終了に伴う申請	受給終了日: 年 月 日
<input type="checkbox"/> e. 申請対象者を扶養していた者が扶養できなくなった	理由【 】
<input type="checkbox"/> f. その他	回答【 】

2. 申請対象者の状況について

問1.18歳未満、または高校生ですか？	必要添付書類(写し)
<input type="checkbox"/> はい	申請対象者の住民票 ※世帯全体で続柄記載のもの
<input type="checkbox"/> いいえ 学生ですか？	
<input type="checkbox"/> はい	学生証または在学証明書 と、申請対象者の住民票 ※世帯全体で続柄記載のもの
<input type="checkbox"/> いいえ 同居していますか？	
<input type="checkbox"/> はい	住民票 ※世帯全体で続柄記載のもの
<input type="checkbox"/> いいえ (住所が同一でも世帯を分離している場合は別居です)	仕送り証明6か月分(実績が無い場合は初回1か月分の証明と誓約書⑤)と、申請対象者の住民票 ※世帯全体で続柄記載のもの
問2.他の扶養義務者(父母、兄弟、配偶者等)はいますか？	必要添付書類(写し)
<input type="checkbox"/> いる → 続柄(申請対象者から見て):【 】	
その方の加入中の健康保険は何ですか？	
<input type="checkbox"/> その方自身の健康保険(国保含む)に加入している	-
<input type="checkbox"/> 年収は被保険者の方が多く見込	その方の収入がわかる書類 ※前年の源泉徴収票、直近の給与明細3か月分等
<input type="checkbox"/> 年収はその方の方が多く見込	収入の多い方の扶養に入るようになるため申請できません
<input type="checkbox"/> その他【 】	状況に応じた書類を求めることがあります
<input type="checkbox"/> いない 理由は何ですか？	
【 】	状況に応じた書類を求めることがあります

2枚目も記入してください

